

道の駅「若桜」の維持管理に関する覚書の運用について

鳥取県八頭郡若桜町地内における道の駅「若桜」(以下「道の駅」という)の維持管理について、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 石田 雅博(以下「甲」という。)と若桜町長 小林 昌司(以下「乙」という。)とは、平成20年5月28日付けで「覚書」を締結したところであるが、管理の詳細について次のとおり確認する。

なお、この運用によりがたいと判断される事態が発生した場合は覚書第5条に定めるところにより、その都度協議のうえ、これを処理するものとする。

1. 道路情報コーナー

- 1) 照明の点検、照明球の交換、空調機の温度管理は乙が行う。
- 2) PR コーナーの掲示、パンフレット等の整理及び管理は乙が行う。
- 3) 通常時の窓ガラスの清掃、床拭きは乙が行い、定期的な特殊防滑シートの床ワックス及び高所の窓ガラス清掃は甲が行う。
- 4) 乙は道路情報提供機器の異常を発見したときは、ただちに甲に連絡するものとし、損傷防止等のため必要と認められる応急処置をとることができる。

2. トイレ

- 1) 清掃、ペーパーの補給、汚物入れ内の処分、軽微な詰まり、警報ベルの確認・復旧は乙が行う。
- 2) 照明の点検、照明球の交換、清掃等通常の管理は乙が行う。
- 3) 故障の修理、破壊・破損の復旧処理は原則的に甲が行う。

3. 植樹

- 1) 施設前付近の植栽の水やり等通常の管理は乙が行う。
- 2) 甲の管理区分にかかる植樹柵の草刈り等の定期的な管理は甲が行う。

4. その他

- 1) 建物前付近の雨水柵の清掃等通常管理は乙が行う。
- 2) 公衆電話の管理は乙が行う。
- 3) ゴミ箱の管理は乙が行う。

附則

本運用は平成 20 年 6 月 1 日より運用する。



若桜町にぎわい発第483号

令和2年1月28日

国土交通省

鳥取河川国道事務所長 様

若桜町長 矢部 康雄



協 議 承 諾 書

この度、令和2年1月28日付国中整鳥道管一第73号で協議いただきました内容について、下記のとおり承諾いたしますので、お知らせいたします。

記

①設置場所 道の駅「若桜」 道路情報コーナー内

②国土交通省の維持管理について

- ・設置型授乳室内の電気代の支払い
- ・設置型授乳室の設備の修理、部品の取替

③若桜町の維持管理について

- ・設置型授乳室内の日々の清掃
- ・設置型授乳室の故障・異常等があった場合に国土交通省へ連絡
- ・アラートメールの受信に伴う現地対応